

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律の概要

1 趣旨

東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）により著しい被害を受けた地域において、公職選挙法の規定による選挙の期日を延期する等の措置を講ずる。

2 法律の名称

法律名を「東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」に改める。

3 選挙の期日等の特例

（1）平成23年6月11日以降の任期満了団体等の選挙期日の延期

東日本大震災の影響のため公職選挙法の規定により選挙を行うべき期間においては選挙を適正に行うことが困難として総務大臣が指定する市町村（特例市町村）及び当該市町村の区域を包括する県（特例県）の議会の議員又は長の選挙の期日は、現行法の施行日から起算して2月を超え6月を超えない範囲内において政令で定める日（特例選挙期日）とする。

（2）対象団体の指定手続及び特例選挙期日の政令立案の手続

対象団体の指定及び特例選挙期日の政令の立案にあたっては、総務大臣はあらかじめ当該県の選挙管理委員会の意見を聴き、その意見を尊重するものとする。当該県の選挙管理委員会が総務大臣に意見を述べる場合には、あらかじめ当該市町村の選挙管理委員会の意見を聴き、その意見を尊重するものとする。

4 任期の特例

この法律の施行日から特例選挙期日の前々日までに任期が満了することとなる対象団体の議会の議員又は長の任期は、特例選挙期日の前日までの期間とする。

5 施行期日

公布の日から施行する。